福岡農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局福岡地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局福岡地域センター長
福岡農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局北九州地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局北九州地域センター長
佐賀農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局佐賀地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局佐賀地域センター長
長崎農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局長崎地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局長崎地域センター長
大分農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局大分地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局大分地域センター長
宮崎農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局宮崎地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局宮崎地域センター長
宮崎農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局延岡地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局延岡地域センター長
鹿児島農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局鹿児島地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局鹿児島地域センター長
鹿児島農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局鹿屋地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局鹿屋地域センター長

第三条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により従前の農林水産省の機関に対してされている送付その他の行為は、この省令の施行後は、改正後のそれぞれの省令の相当規定により相当の農林水産省の機関に対してされた送付その他の行為とみなす。

第四条　この省令の施行の際現にある第五条の規定による改正前の農業災害補償法施行規則別記様式による証票（農林水産省の職員に係るものに限る。）、第七条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律施行規則別記第七号様式による証明書及び第十四条の規定による改正前の卸売市場法施行規則別記様式第八号による証明書（農林水産省の職員に係るものに限る。）は、当分の間、第十八条の規定による改正後の農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令別記様式による証明書とみなす。

告示

○金融庁告示第八十一号

金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年八月三十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

第二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　商号又は名称　スタンダード&プアーズ・ホンコン・リミテッド
　主たる事務所の所在地　中華人民共和国　香港特別行政区　クイーンズ・ロード・セントラル十五

○金融庁告示第八十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年八月三十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

附則第十条中「（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する最終指定親会社にあっては、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）附則第二条第三項の規定に基づき連結財務諸表を作成している最終指定親会社に限る。）」を削り、「米国式連結財務諸表」の下に「（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。）」を加え、「平成二十八年三月三十一日までに終了する連結会計年度が終了するまで」を「当分」に、「当該連結財務諸表」を「当該米国式連結財務諸表」に改め、同条の表中「、米国式財務諸表の作成上」を削る。

○消費者庁告示第八号

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）の施行に伴い、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第一項及び同条第二項並びに同府令第一条第二項第四十二号及び第十六条の規定に基づき、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の施行に伴う消費者庁関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の施行に伴う消費者庁関係告示の整備に関する告示

（容器包装の面積により表示を省略することができる食品の一部改正）

第一条　容器包装の面積により表示を省略することができる食品（昭和四十五年厚生省告示第百八十号）の一部を次のように改正する。

本文中「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第二十一条第十六項」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第十六条」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（加工食品品質表示基準の一部改正）

第二条　加工食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第五百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「府令」という。）第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12条」に改める。

第四条の二第二項中「食品衛生法施行規則第21条」を「府令第一条から第19条」に、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第7条」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号）第3条」に改め、同条第五項第四号中「食品衛生法施行規則第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「府令第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12条」に改める。

（トマト加工品品質表示基準の一部改正）

第三条　トマト加工品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号アの(ｴ)中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第一項第一号ホ及び第二号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第一条第二項第五号及び第三項、第11条並びに第12